

入札参加資格審査申請に関するよくある質問と回答

No.	質問区分	Q	A
1	共通	受付期間に間に合わなかった場合は、随時受付してもらえますか。	受付期間を過ぎた場合は、資格審査申請の受付は行いません。令和9年7月と令和10年1月に追加登録申請を受け付ける予定ですので、そのときに申請してください。
2	共通	令和8年度分の資格審査申請も行いたいのですが可能ですか。	本年度分（令和8年度分）の資格審査申請受付は原則行っておりません。
3	共通	9月中に申請してもよいですか。	10月1日～11月27日に受領したもののみ受付しますので、期間外の申請は受付できません。
4	共通	以前も須賀川市の入札参加資格を有していましたが、当時の登録番号が不明です。空欄で提出してもよいでしょうか。	登録番号は決定通知に記載してある「10000」から始まる10桁の番号です。番号が不明な場合は空欄で提出しても可とします。
5	共通	前回と同じ様式を使用して申請してもよいでしょうか。	新様式での申請をお願いします。
6	共通	工事と測量等の申請書を郵送する際は、封筒を分ける必要がありますか。	同封していただいて結構です。ただし、それぞれ別のクリアファイルに入れてください。
7	共通	申請書は、宅配便で送ってもよいですか。	宅配便やゆうパックは郵便法で信書の送付が禁じられています。信書の送付ができ、配達状況が追跡できる方法で送付ください。
8	共通	結果通知は、送付されますか。	今回の申請より、資格決定通知書の発行を廃止しました。登録内容については市HPに令和9年3月中旬頃掲載予定の競争入札参加資格者公表名簿を御確認ください。
9	共通	押印を省略する場合、自署が必要ですか？	不要です。
10	共通	申請書類を持参する際は、予約は必要ですか。	持参する場合の予約は不要です。なお、持参した場合であっても事後審査となりますのでご了承ください。※ 提出は原則郵送です。

No.	質問区分	Q	A
11	工事・測量等	工事と測量等の申請書に電子入札への登録の有無を記載する欄がありますが、未登録の場合は申請が認められないのでしょうか。また、認められる場合は、入札に参加する際に不利になることはありますか。	本市の電子入札への登録が無いことを理由とし、入札参加資格の申請を認めないということはありません。また、入札に参加する際に不利になることもありません。ただし、工事及び測量等の競争入札においては、電子入札を原則としているため、電子的な参加が不可能な際は、紙入札参加承認申請書を提出し、承認が得られた場合に入札に参加可能となります。工事及び測量等の事業者の方は電子入札への登録をご案内しています。
12	工事以外	決算書の冊子での提出は不可とありますが、どの部分を提出すればよいですか。	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の部分のみを写しを取るなどして添付ください。なお、事業年度及び法人名の記載が貸借対照表等に記載されていない場合は、表紙も併せて添付するようお願いします。
13	共通	申請できる業種数に上限はありますか。	上限はありませんが、実際に本市と契約可能な業種のみ申請してください。
14	共通	須賀川市納税証明書の申請場所を教えてください。	須賀川市の納税証明書は、税務収納課、長沼行政センター及び岩瀬行政センターで申請により交付します。ただし、 <u>法人分の納税証明書の取扱い場所は税務収納課のみ</u> となりますのでご注意ください。申請書類等の詳細は市HPでご確認ください。
15	共通	本社と委任先の支店の2つを申請することは可能ですか。	同一の区分・業種を本社と委任先の2か所で申請することはできませんが、別であれば申請可能です。この場合、申請書類一式は、本社と委任先でそれぞれ別に提出する必要があります。 (例1) 本社：建築設計のみ、委任先：地上測量・航空測量で申請→可 (例2) 本社：建築設計のみ、委任先：建築設計・地上測量・航空測量で申請→不可
16	共通	委任先を複数申請することは可能ですか。	同一の区分・業種を複数の委任先で申請することはできませんが、別であれば申請可能です。この場合、申請書類一式は、各委任先でそれぞれ別に提出する必要があります。 (例1) 委任先A：建築一式・管工事、委任先B：舗装で申請→可 (例2) 委任先A：建築一式・舗装、委任先B：舗装で申請→不可 ただし、同一の区分・業種であっても、取扱品目が明確に異なる場合はこの限りではありませんので、事前にご相談ください。 (例3) 委任先Aで特殊車両のリース、委任先Bで普通車両のリースを取り扱っている場合 同一区分【リース（車両等）】でA・Bともに申請可
17	共通	須賀川市以外の市区町村の納税証明書は添付しなくてよいのでしょうか。	須賀川市以外の納税証明書の添付は不要です。

No.	質問区分	Q	A
18	共通	添付書類等を両面印刷し提出してもよいですか。また、A4以外のサイズでもよいでしょうか。	両面印刷して結構です。ただし、提出する用紙は全てA4サイズとしてください。
19	共通	申請後、代表者等が変更となった場合は、どのような手続きをすればよいでしょうか。	申請後に内容に変更が生じた場合は、変更届と変更内容に応じた必要書類を提出してください。詳細は市HPを参照ください。（トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約等＞入札参加資格審査＞入札参加資格審査事項変更届）
20	共通	小規模契約参加希望者と両方の登録はできますか。	小規模契約参加希望者と入札参加資格の両方を登録することはできません。なお、小規模契約参加希望者の登録がある方が、入札参加資格審査申請を行う場合は、登録辞退届の提出が必要です。詳細は市HPを参照ください。（トップページ＞事業者の方へ＞入札・契約等＞小規模契約参加希望者登録制度）
21	共通	申請書の設立年月日等の斜線が入っている欄は、記載不要ということでしょうか。	斜線の入っている欄の記載は不要です。
22	共通	申請書にメールアドレスを記載する欄がありますが、メールでの問合せの対応が困難であるため記載しなくてもよいでしょうか。	メールの対応が困難な場合や、メールアドレスを保有していない場合は、空欄で提出してください。
23	共通	設立したばかりで、財務諸表や納税証明書が直前1年分しかない場合は、申請できないのでしょうか。	履歴事項証明書（※）の設立年月日から、財務諸表の添付が直前1年分のみで妥当であることが確認できれば申請を受付します。 ※個人事業主の場合は、設立年月日の確認書類として税務署に提出した開業届の写しを提出してください。 なお、国税分の納税証明書は、滞納がなければ管轄の税務署より取得が可能です。法人住民税の納税証明書については、申告期限が到来している分のみの提出で結構です。その他の市税は令和7年度に課税されているものが無い場合は、令和8年度分のみで可です。
24	共通	合併により事業承継を受けたばかりで、申請した業種の実績が現法人としてありません。申請できないでしょうか。	被合併法人が行っていた業種を承継し、当該業種を申請する場合で、かつ、合併から2年未満である際は、被合併法人分の実績を含めて業務経歴書等を作成し申請することを可とします。この場合は、被合併法人の実績等を含めて作成した書類に「被合併法人〇〇の実績分を含む」と記載した付箋を貼付し、合併契約書（協議書）又は合併承認に係る記載のある株主総会会議事録等の写し、被合併法人分に係る財務諸表についても添付してください。 なお、事業譲渡や統合等の場合も同様に取扱います。 ※建設工事の申請の際は、現法人において「経営規模等評価・総合評定値通知書の総合評定値（P）及び完成高があること」並びに「建設業の許可があること」が必要です。